

「除草・伐採作業（西野山川）」仕様書

（担当：昌子、山口 Tel075-591-0013）

1 件名

除草・伐採（西野山川）作業

2 目的及び概要

本市が管理する河川（西野山川）に自生している草を除草・伐採するものである。

3 期間

令和8年10月16日まで

4 場所

山科区川田土仏地内

5 範囲

【別紙1】箇所図【別紙2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草・伐採作業（処分含む）
- ・積込・運搬・処分

7 支払条件

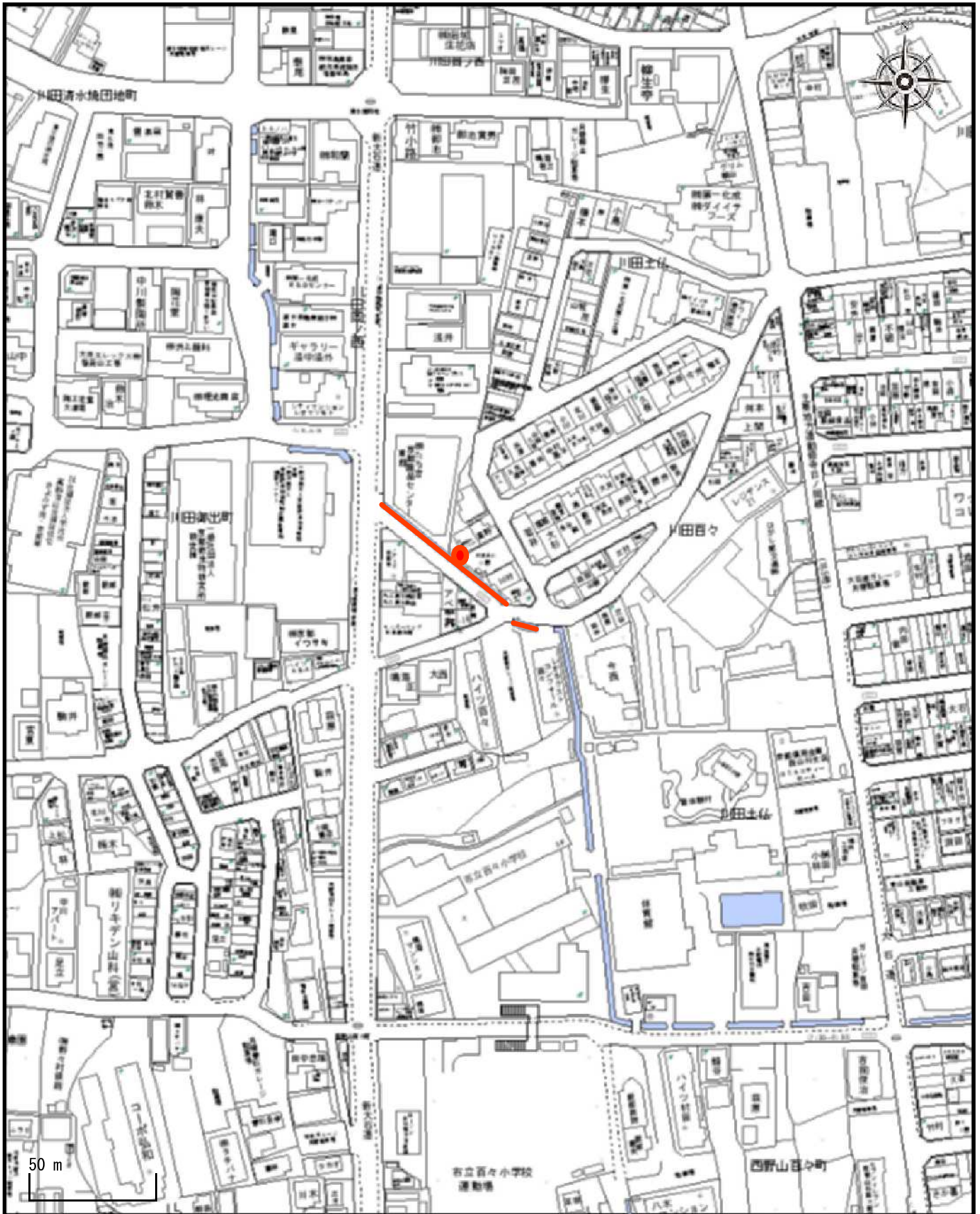
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 伐採樹木は地際で切断すること。（アジサイは膝丈まで）
- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

箇所図

【別紙 1】



業務履行箇所



河川内及び護岸周辺（道路路肩含む）の除草を行う。

